

平成25年10月17日

福岡国道事務所・筑紫野署が合同で特殊車両等の取締りを実施

現在、道路構造物（道路・橋梁等）の保全、交通の危険防止のため、道路法第47条の2により車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が定められ、最高限度を超過した車両（以下、特殊車両）が道路を通行する際は許可が必要です。

今回、国土交通省福岡国道事務所は、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを確認する「特殊車両取締り」を警察と連携して実施しました。

■ 実施内容

- ・日時：平成25年10月16日（水） 午前10：00～午前12：00
- ・場所：国道3号 福岡県筑紫野市美しが丘七丁目地先
- ・取締内容

取締台数9台（うち特殊車両：9台）

うち道路法違反の特殊車両1台に対し警告

《問合せ先》

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所
電話：092-681-4731（代表）

技術副所長 つじ よしき 辻 芳樹 （内線 205）

管理第一課長 うこん じゅんいちろう 右近 淳一郎 （内線 431）



福岡国道

国土交通省九州地方整備局
福岡国道事務所

特殊車両等の取締りの実施状況

福岡国道事務所:平成25年10月16日実施
場所:国道3号 福岡県筑紫野市美しが丘七丁目地先

1

写真1 車両の寸法(高さ)検査



2

写真2 車両の寸法(長さ)検査

